

韓国知的財産ニュース 2022 年 2 月後期

(No. 457)

発行年月日：2022 年 3 月 3 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2 月 16 日から 28 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第 2022-43 号）
- 1-2 大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部改正令（中小ベンチャー企業部令第 55 号）
- 1-3 特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第 450 号）
- 1-4 個人・中小企業の負担を軽減するために手数料を減免します！

関係機関の動き

- 2-1 2022 年知識財産教育訓練計画、地域・中小企業への支援とデジタル教育を強化
- 2-2 韓国特許庁、ワクチン開発の支援に向けた「ワクチン原・副資材特許分析報告書」を発行・配布
- 2-3 韓国特許庁、3 月 2 日から「2022 年青少年発明・創意力大会」への申し込みを受付

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 知的財産（IP）金融 6 兆ウォン突破、昨年 2.5 兆ウォン新規供給
- 5-2 燃えにくい建築仕上げ材で火災事故を予防する

法律、制度関連

1-1 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第2022-43号）

電子官報（2022.2.16.）

特許庁公告第2022-43号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2022年2月16日

特許庁長

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許審査の品質を高めるために特許審査の担当者3名（5級3名）の職級を上方修正（4級又は5級3名）し、特許庁の組織運営の効率性を高めるために特許庁の5級定員80名を4級又は5級35名及び6級45名に調整し、総額人件費制を活用して職級を上方修正した特許庁の定員39名（3級又は4級1名、4級又は5級38名）の職級を従前の職級（4級1名、5級38名）に還元する一方、特許庁の業務の効率化を図るために産業財産政策局下部組織の分掌事務の一部を調整し、特許審査企画課と特許審査制度課の名称をそれぞれ特許審査総括課と特許制度課に変更する等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

2. 意見提出

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2022年2月21日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認の上意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：革新行政担当官）に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

(郵便番号：35208)

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟

特許庁革新行政担当官

電話：(042) 481-8617、Fax：(042) 472-3504

電子郵便：aza00@korea.kr

3. その他事項

改正案に対する詳細は特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) 「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照するか、特許庁革新行政担当官室 (電話 042-481-8617、Fax 042-472-3504) にお問い合わせください。

1-2 大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部改正令 (中小ベンチャー企業部令第55号)

電子官報 (2022.2.18.)

中小ベンチャー企業部令第55号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年2月18日

中小ベンチャー企業部長官

大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部改正令

大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項中「法第21条」を「法第21条、第21条の2第1項」に、「とき」を「場合」に改める。

第11条第1項各号以外の部分中「委託企業・受託企業及び中小企業協同組合が備えなければならない」を「委託企業、受託企業又は中小企業協同組合が備えなければならない」とし、同項第2号から第6号までをそれぞれ第3号から第7号までとし、同項に第2号を次のように新設し、同条第2項中「3年間保管していなければ」を「3年間 (第1項第2号による書類は7年間) 保管していなければ」に改める。

2. 法第21条の2第1項に基づいて締結した秘密保持契約書別表第2号イ目1)ホ)の法違反行為欄を次のように改める。

法 第21条の2第1項 違反行為

法 第25条第1項第12号 違反行為

附 則

この規則は、2022年2月18日から施行する。

改正理由及び主要内容

委託企業の技術流用行為による受託企業の被害を防止するために受託企業が委託企業に秘密として管理される技術資料を提供する場合、秘密保持契約を書面で締結するようにし、これに違反した場合、罰点を付与できるようにする内容に「大・中小企業の共生協力促進に関する法律」が改正（法律第18431号、2021.8.17.公布、2022.2.18.施行）されたことを受け、秘密保持契約を書面で締結しなかった場合に対する法違反行為の類型を技術資料関連違反に定める一方、不当な技術資料の流用行為を防止するために、委託企業、受託企業又は中小企業協同組合が備えなければならない受託・委託取引に関する書類に秘密保持契約書を追加し、それを7年間保管するようにしようとするものである。

1 - 3 特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第450号）

電子官報（2022.2.18.）

産業通商資源部令第450号

特許料等の徴収規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年2月18日

産業通商資源部長官

特許料等の徴収規則の一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項に第3号の2を次のように新設し、同項第4号本文中「特許権、特許権の専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定登録若しくは処分の制限登録料」を「特許権の専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定登録料及び特許権、特許権の専用実施権又は通常実施権を目的とする処分の制限登録料」とし、同項第5号各目以外の部分中「第3号の規定による実施権又は第4号の規定」を「第3号による実施権、第3号の2及び

第4号」とする。

3の2. 特許権を目的とする質権の設定登録料：1件当たり2万ウォン。ただし、2026年12月31日まで共同担保の特許権が6件を超える申請がある場合は、その超える件当たり1万ウォンとする。

第3条第2項に第3号の2を次のように新設し、同項第4号本文中「実用新案権、実用新案権の専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定登録若しくは処分の制限登録料」を「実用新案権の専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定登録料及び実用新案権、実用新案権の専用実施権又は通常実施権を目的とする処分の制限登録料」とし、同項第5号各目以外の部分中「第3号による実施権又は第4号」を「第3号による実施権、第3号の2及び第4号」とする。

3の2. 実用新案権を目的とする質権の設定登録料：1件当たり2万ウォン。ただし、2026年12月31日まで共同担保の実用新案権が6件を超える申請がある場合は、その超える件当たり1万ウォンとする。

第4条第2項に第3号の2を次のように新設し、同項第4号本文中「デザイン権、デザイン権の専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定登録若しくは処分の制限登録料」を「デザイン権の専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定登録料及びデザイン権、デザイン権の専用実施権又は通常実施権を目的とする処分の制限登録料」とし、同項第5号各目以外の部分中「第3号による実施権又は第4号」を「第3号による実施権、第3号の2及び第4号」とする。

3の2. デザイン権を目的とする質権の設定登録料：1件当たり2万ウォン。ただし、2026年12月31日まで共同担保のデザイン権が6件を超える申請がある場合は、その超える件当たり1万ウォンとする。

第5条第1項第1号に二目を次のように新設する。

ニ. 出願書を書面で提出し、その指定商品を「商標法施行規則」の別表1に基づいて特許庁長が定め告示する商品類に属する商品の名称だけで指定する場合：1商品類の区分当たり6万6千ウォン。ただし、1商品類の区分の指定商品が20個を超える場合は、その超える指定商品当たり2千ウォンを加算した金額とする。

第5条第2項に第6号の2を次のように新設し、同項第7号本文中「商標権、商標権の専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定登録若しくは処分の制限登録料」を「商標権の専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定登録料及び商標権、商標権の専用使用権又は通常使用権を目的とする処分の制限登録料」とし、同項第8号各目以外の部分中「第6号による使用権又は第7号」を「第6号による使用権、第6号の2及び第7号」とする。

6の2. 商標権を目的とする質権の設定登録料：1件当たり2万ウォン。ただし、2026年12月31日まで共同担保の商標権が6件を超える申請がある場合は、その超える件当たり1万ウォンとする。

第7条の見出し「(特許料、登録料、手数料及び審査請求料等の免除及び減免)」を「(特許

料、登録料及び手数料の減免)」とし、同条第1項を次のようにする。

① 特許料、登録料及び手数料の減免に関する事項は、次の各号の区分に従う。

1. 特許料、登録料及び手数料の免除：別表4
2. 特許料、登録料及び手数料の減軽：別表5
3. 特許料、登録料及び手数料の一時的減免：別表6

第7条第2項から第4項までをそれぞれ削除する。

第7条第5項各号以外の部分前段中「『特許法』第83条第1項第1号（『実用新案法』第20条により準用される場合を含む）、『デザイン保護法』第86条第1項第1号及びこの規則第1項による免除又は第2項」を「『特許法』第83条第1項第1号（『実用新案法』第20条により準用される場合を含む）又は『デザイン保護法』第86条第1項第1号及びこの規則第7条第1項各号若しくは第13条第2項」に、「当該手数料又は登録料の免除若しくは減免」を「当該特許料、登録料又は手数料の減免」に、「第1項による免除の」を「第7条第1項各号により特許料、登録料及び手数料が免除される」に改め、同項第1号を削除し、同項第2号中「第2項第1号から第8号まで」を「別表4から別表7まで」に改める。

第7条第6項各号以外の部分本文中「第1項から第4項までの規定による免除又は減免」を「第1項各号又は第13条第2項による減免」に、「特許（登録）料納付書に免除又は減免の」を「特許（登録）料納付書等に減免の」に改め、同項第1号中「第1項第1号から第3号までに該当する」を「別表4第1号から第8号まで及び第12号に該当する者の」とし、同項第2号中「第1項第4号及び第5号に該当する」を「別表4第9号に該当する者の」とし、同項第2号の2中「第1項第7号に該当する」を「別表4第11号に該当する者の」とし、同項第3号を次のようにする。

3. 別表5から別表7までの各号に該当する者の場合は、その事実を証明する書類1通

第7条第8項前段中「免除又は減免事由」を「減免事由」に、「第1項から第4項までの規定による免除又は減免」を「第1項各号及び第13条第2項による減免」に、「免除分又は減免分」を「減免分」に、「免除又は減免対象」を「減免対象」に、「出願人変更申告料を」を「出願人変更申告料等を」に改める。

第7条の2第1項第1号各目以外の部分中「中小企業又は中堅企業」を「『中小企業基本法』第2条第1項による中小企業（以下「中小企業」という。）又は『中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法』による中堅企業」とする。

第13条第1項及び第2項をそれぞれ次のようにする。

- ① 特許庁長は「特許法」第83条第2項第2号及び「デザイン保護法」第86条第2項第2号に基づいて「災難及び安全管理基本法」第36条による災害事態又は同法第60条による特別災害地域として宣言された地域に居住しているか、主たる事務所を置いている者に対して、特許料、登録料及び手数料を減免することができる。
- ② 第1項による特許料、登録料及び手数料の減免は、別表7と同様である。

第13条の2を次のように新設する。

第13条の2(虚偽やその他の不正な方法による減免のときの制裁)①特許庁長は「特許法」第83条第4項及び「デザイン保護法」第86条第3項に基づき、特許料、登録料及び手数料の減免を虚偽やその他の不正な方法により受けた者に対しては、減免された金額の2倍額を徴収することができる。

② 特許庁長は、虚偽やその他の不正な方法により特許料、登録料及び手数料を減免された事実を出願後登録決定前又は登録決定後に確認した場合、補正要求書又は補正命令等を通じて当該事実を記載した内容と徴収金額を告知することができる。

③ 特許庁長は、虚偽やその他の不正な方法により特許料、登録料及び手数料を減免された出願人又は特許権者、デザイン権者が行う特許出願、デザイン登録出願若しくはその特許出願、デザイン登録出願をして得た特許権、デザイン権に対しては、その出願人又は特許権者、デザイン権者が第2項による告知を送達された日から1年間、この規則に定めたすべての減免条項を適用しない。

別表4から別表7までをそれぞれ別紙のように新設する。

別紙第1号の2書式を別紙のようにする。

附 則

第1条(施行日) この規則は、2022年2月18日から施行する。ただし、第2条第2項第3号の2、第3条第2項第3号の2、第4条第2項第3号の2、第5条第1項第1号ニ目、同条第2項第6号の2及び別紙第1号の2書式の改正規定は、2022年8月19日から施行する。

第2条(質権の設定登録料に関する適用例) 第2条第2項第3号の2、第3条第2項第3号の2、第4条第2項第3号の2、第5条第2項第6号の2の改正規定は、2022年8月19日以後質権を設定する場合から適用する。

第3条(商標登録出願料及び指定商品の追加登録出願料に関する適用例) 第5条第1項第1号ニ目の改正規定は、2022年8月19日以後商標登録出願をするか、指定商品の追加登録出願をする場合から適用する。

改正理由

災害事態又は特別災害地域として宣言された地域に居住しているか、主たる事務所を置いている者に対して特許料、登録料及び手数料を減免できるようにする内容に「特許法」(法律第18409号、2021.8.17.公布、2022.2.18.施行)及び「デザイン保護法」(法律第18404号、2021.8.17.公布、2022.2.18.施行)が改正されたことを受け、災害発生時の特許料、登録料及び手数料の減免対象及び減免率に関する細部基準等、法律から委任された事項とその施行に必要な事項を定める一方、中小企業の特許料、登録料及び手数料を減免

することで知的財産金融の活性化及び企業の職務発明を促進する等、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

主要内容

イ．特許料、登録料及び手数料の減免（案第 2 条第 2 項第 3 号の 2、第 3 条第 2 項第 3 号の 2、第 4 条第 2 項第 3 号の 2、第 5 条第 2 項第 6 号の 2 及び別表 6 新設）

中小企業対象の知的財産金融を活性化するために、質権の設定登録料を 1 件当たり 8 万 4 千ウォンから 2 万ウォンに引き下げ、職務発明の報奨及び知的財産経営認証企業の能力を高めるために、特許料、登録料及び手数料の減免対象期間を、従前の 4 年分から 6 年分までを 4 年分から 9 年分まで延長する。

ロ．特許庁告示指定商品名称の書面出願のときの手数料の減免（案第 5 条第 1 項第 1 号二目新設）

商標登録手続きの効率性を高めるために、特許庁告示指定商品名称で書面出願する場合、手数料を 7 万 2 千ウォンから 6 万 6 千ウォンに引き下げて指定商品名称の使用を促す。

ハ．特許料、登録料及び手数料の不正減免のときの制裁（案第 13 条の 2 新設）

虚偽やその他の不正な方法により特許料、登録料及び手数料を減免された出願人等の権利者に減免された金額の 2 倍額を徴収する場合、当該事実を告知し、出願人等の権利者が告知を送達された日から 1 年間、この規則のすべての減免条項を適用しないようにする。

1-4 個人・中小企業の負担を軽減するために手数料を減免します！

韓国特許庁（2022. 2. 18.）

韓国特許庁、災害発生時の手数料減免を常設化するなど、
改正「特許料等の徴収規則」を 2 月 18 日から施行

韓国特許庁は、2 月 18 日金曜日、コロナ禍などの国家的災害により厳しい状況を強いられている個人・中小企業などの特許取得への負担を減らすために、手数料制度を見直すことを発表した。

2月18日から施行される「特許料等の徴収規則」改正案によると、「災難及び安全管理基本法」に基づいて災害事態または特別災害地域として宣言された地域に居住している個人や主たる事務所を置いている企業は、既存の減免率を適用後に残りの手数料について30%の追加減免（※）を受けることになる。

【減免率の例示】

区分	既存		改正
個人 (19歳以上30歳未満)	減免率85%	→	90% (既存減免率85%+追加減免(15% \times 0.3))
中小企業	減免率70%	→	80% (既存減免率70%+追加減免(30% \times 0.3))

手数料減免制度の公正な運営のために、虚偽や不正な方法により手数料の減免を受けた者に対しては、減免された手数料の2倍額を追徴する制裁措置も含めている。

一方、イノベーション活動が活発な中小・ベンチャー企業のために、知的財産権（IP）維持費用の追加減免などのインセンティブをさらに拡大する。中小企業向けの特許担保貸付を活性化するために、金融機関の特許担保設定費用（質権設定登録料）を大幅に軽減（※）し、担保知的財産権（IP）回収支援機構の特許取得および処分活動が円滑に行われるよう、これらに対する特許買収・維持費用を免除（※※）した。

※質権設定登録料：（現行）8.4万ウォン→（改正）2万ウォン（6件を超える場合、1件当たり1万ウォンを加算）

※※発明振興法第32条の2及び3による特許料・実用新案料、移転登録料又は質権の設定登録料を免除

加えて、職務発明報奨優秀企業および知的財産経営認証企業の知財権能力を向上させるために、特許・実用新案・デザインに対する年次登録料の減免時期を延長するとともに、減免区間も拡大した。

※（現行）2022年2月末まで（4～6年分）→（改正）2026年2月末まで（4～9年分）

商標を書面出願した場合、特許庁から告示した正確な指定商品名称を記載すれば、電子出願と同様に手数料を減免（※）し、法令規定に複雑な羅列式に記載された現行の手数料免除、減免および一時的減免規定を出願人と権利者がわかりやすいよう別表形式に単純・明瞭化した。

※書面出願：（現行）7.2万ウォン→（改正）6.6万ウォン

特許庁の情報顧客支援局長は「今回の『特許料等の徴収規則』の改正を通じて、国家的災害により個人・中小企業などの知的財産の創出・管理活動が落ち込まないことを願う」とし、「今後も知的財産の創出・維持活動が活性化されるよう多角的な支援方案を模索するために、特許顧客の立場から手数料制度を合理的に運営していく予定」と述べた。

関係機関の動き

2-1 2022年知識財産教育訓練計画、地域・中小企業への支援とデジタル教育を強化

韓国特許庁（2022.2.17.）

韓国特許庁、オーダーメイド型教育の拡大で国の知的財産の競争力を強化する！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、2月17日木曜日、国の知的財産の競争力を強化するために、地域と中小企業の特性に合った知的財産教育を拡大する一方、デジタル教育を強化する計画であると発表した。

研修院は、今年351回の集合教育と409のオンライン教育を運営し、統合プラットフォームの新規構築によるデジタル教育の強化、知的財産の裾野を広げるための教育支援の拡大、知的財産総合能力の強化、海外知的財産教育の戦略的活用などに重点を置く方針である。

【デジタル教育】デジタルトランスフォーメーションと非対面リモート教育の需要が増加したことを受け、利用者に便利な教育環境を提供するためにデジタル教育統合プラットフォームを構築する。

従来分離運営していたeラーニングシステムを一つに統合（※）し、多様なモバイル機器と拡張現実で制作されたコンテンツによる学習も支援する。また、学習者の受講履歴を分析し、自動でコンテンツをすすめる機能も追加する計画である。

※一般人/青少年/企業/大学/公務員など、対象別に分離運営されていたeラーニング教育システムと研修院ウェブサイト（オフライン教育の管理）を統合し、一つのシステムに再構築

また、知的財産学単位銀行制（※）を通じて高卒者の学位取得を支援し、さまざまなコンテンツを開発してYouTubeチャンネル（IP story Center）から配信する予定である。

※国家生涯教育振興院の認証基準に基づいて運営

【公共・民間分野】公共機関を対象に知的財産を創出・活用して保護強化部門に細分化する。中小企業を対象にオーダーメイド型教育課程を随時開設する。就活生を対象に特許情

報検索や明細書作成など、実務に必要な教育を拡大して大学生と予備創業者が知的財産の実務能力を強化することができる教育課程を新設する。

特に、地方自治体の知的財産能力を強化するために、地域別特性に合わせた教育課程を運営し、地方の公企業・有望中小企業の実務者向け教育も大幅に拡大する予定である。

【特許庁】最新技術や法・制度、国際知的財産政策の動向を含めることで未来技術に対する理解を深め、研究・分析された主要国の政策を業務に活用できるようにし、証人尋問・現場検証など、審理の専門性を向上させる証拠調査課程などを新設する。

【国際教育】世界知的所有権機関（WIPO）と共に推進する開発途上国の知的財産教育事業を通じて海外に進出した韓国企業の知的財産保護を強化する計画である。一方、2022年知識財産教育訓練計画の詳細は、国際知識財産研修院のウェブサイト（iipiti.kipo.go.kr）（※）から確認できる。

※国際知識財産研修院→情報の庭→資料室→年間教育訓練計画

特許庁の国際知識財産研修院長は「グローバル技術覇権争いが深化するにつれ、知的財産に対する高い関心とともに教育に対する需要も多様化、専門化している」とし、「研修院は現場の声を積極的に受け入れ、知的財産を通じて国民に一層寄り添える教育機関になりたい」と述べた。

2-2 韓国特許庁、ワクチン開発の支援に向けた「ワクチン原・副資材特許分析報告書」を発行・配布

韓国特許庁（2022.2.23.）

国産化が必要な原・副資材 16 品目の特許情報を分析

- ・新型コロナワクチン生産企業のモデルナは、メッセンジャーリボ核酸（mRNA）を体内に運ぶコア原資材である脂質ナノ粒子（LNP）の組成比特許を保有しているアルプータス・バイオフーマとの特許紛争に負け（2021.12）、ワクチン生産のためにアルプータス・バイオフーマとライセンス契約を結ぶか、数兆ウォンの侵害費用を支払わなければならない状況に置かれた。このような特許紛争を予防するためには、ワクチンの開発に使用される原・副資材の特許侵害の可能性も検討する必要があり、特許権侵害回避が困難であれば、ライセンス契約を考慮しなければならない。
- ・米バイオ企業ノババックスのスタンリー・エルク最高経営責任者（CEO）は「ワクチンの細胞を培養するために必要な使い捨て培養バッグの品薄は、全世界へのワクチン供給に深刻なネックとなっている」と述べた（2021.4）。

韓国特許庁は2月23日、新型コロナワクチンの原・副資材（※）を開発する企業、研究機関、大学に向けた「ワクチン原・副資材特許分析報告書」を発行すると発表した。

※ワクチンの生産に向けた原材料、消耗品、装備など

該当報告書は、ワクチンの開発と生産に欠かせないコア原・副資材16品目に対する特許を簡単に把握し、ワクチン原・副資材の研究開発の方向性を設定したり、コア特許に対する回避（※）などの対応戦略を立てたりする上で役立つために作成された。

※競合会社が保有している特許を侵害しないように製品設計を変更して出願すること

特許庁は、昨年、2回にわたってメッセンジャーリボ核酸（mRNA）（3種）ワクチンと非メッセンジャーリボ核酸（mRNA）（16種）ワクチンに対する特許分析報告書を発行した。今回の最終報告書には、ワクチン技術の自立に向けて選別された必須原・副資材に対する特許分析の結果を盛り込んでいる。

資料には、ワクチンのプラットフォーム別製造工程と工程別必須原・副資材が整理されており、そのうち国産化が必要な16品目に対する主要企業および技術発展の現況、ライセンスおよび特許紛争の現況、基礎・コア特許228件に対する深層分析結果が含まれている。

【16品目の分類および主要品目】

分類	品目	備考
メッセンジャーリボ核酸（mRNA）ワクチンの原・副資材	Capping reagent、脂質ナノ粒子（LNP）、NTP、RNA polymerase、RNase inhibitor	5種
DNA、ウイルスベクター、遺伝子組換えワクチンの原・副資材	細胞培養培地、バイオリアクター、アジュバント	3種
共通の原・副資材	DNase I、除菌フィルター、使い捨て培養バッグ、ろ過用バッグ、メンブレン、レジン、Tubing類、ゴム栓	8種

また、特許紛争が懸念され、回避戦略が求められる原・副資材と、特許紛争のリスクは低いものの、価格競争力、歩留まり改善などの改善戦略が求められる原・副資材に区分して、研究者がワクチンの原・副資材に対する国産化戦略を容易に樹立できるようにした。

特許庁の特許審査企画局長は「最近、自動車用半導体の品薄によって自動車の完成品を生産することができなくなったことのように、ワクチンの生産技術を確保しても、必須原・副資材が一つでも不足すれば完成品を生産することができないため、原・副資材の技術力を確保することがワクチン自立のポイントだ」とし、「今回の報告書が韓国企業の効果的なワ

ワクチン研究開発に役立つよう、今後の説明会を通じて分析結果を共有し、それぞれの企業や機関に合わせた個別型特許戦略の支援も拡大していきたい」と述べた。

一方、ワクチン原・副資材特許分析報告書は、特許庁ウェブサイトの「特許情報ナビゲーション」(<http://kipo.go.kr/ncov>) からダウンロードできる。

2-3 韓国特許庁、3月2日から「2022年青少年発明・創意力大会」への申し込みを受付

韓国特許庁 (2022.2.24.)

君も青少年発明王になれる！




韓国特許庁は、青少年の斬新な発明アイデアを発掘するために、「第35回大韓民国学生発明展示会」、「2022年大韓民国学生創意力チャンピオン大会」、「2022年青少年発明家プログラム」の発明・創意力大会の受付を3月2日水曜日から開始すると発表した。

特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する青少年発明・創意力大会の参加対象は、大韓民国国籍の小・中・高校生および満18歳以下の青少年であり、発明教育ウェブサイト (www.ip-edu.net) から申し込むことができる。

まず、韓国代表の学生発明大会である「第35回大韓民国学生発明展示会」は、日常の中のすべての発明アイデアを対象としており、発明の背景、内容、効果、図面または写真などを添付して申し込めばよい。

受け付けられた作品は、類似作品の審査、公衆審査、現物審査、総合審査などの審査を経て、大統領賞（賞金300万ウォン）を含め計249点の優秀作品が授賞され、展示される計画である。また、上位賞受賞学生には、グローバルリーディングカンパニーおよび工学分野における名門大学などへの研修機会も与えられる。今年からは発明指導教師を励ますために、学生発明展示会の大統領賞および国務総理賞の受賞学生の指導教師に「最優秀指導教師賞」と賞金100万ウォンを授与する予定である。

【2021 年度大韓民国学生発明展示会の主要受賞作品】

大統領賞	国務総理賞	国務総理賞
		
位置によって変わる自動電子名札	停電容量方式の非接触型汎用タッチポインター入力装置	浄水器の廃フィルターを活用した自動浄化筆洗いバケツ

※発明教育ウェブサイト (www.ip-edu.net) →大会/展示/イベント→学生発明展示会→オンライン展示会から確認可能

「大韓民国学生創意力チャンピオン大会」は、小・中・高校生または青少年がチーム（4～6人）を組み、与えられた課題（表現課題・即席課題）に対して創意力を発揮して解決する大会である。

【2022 年大韓民国学生創意力チャンピオン大会の課題の類型】

区分	課題内容	備考
表現課題	3月25日に公開される課題の解決方法を公演で表現する創作公演課題	予選・本選
即席課題	大会の現場で、与えられた材料・道具などを利用し、瞬発力を発揮してその場で解決する課題	予選・本選

今年の表現課題のテーマは、3月25日金曜日に発明教育ウェブサイト (www.ip-edu.net) を通じて公開される。申込期間内に参加チームを構成し、指導教師と共に課題の解決計画書とその他参加書類を作成して申し込めばよい。

本大会では、市・道別予選大会および全国本選大会を通じて表現課題・即席課題を審査し、国家知識財産委員会委員長賞（3組、賞金各100万ウォン）を含めて創意力に富んでいる36チームを授賞する予定である。

【2021 年度学校級別大賞受賞チームの表現課題の公演写真】



優秀な青少年発明人材を育成するために推進する「青少年発明家プログラム」は、中・高校生および満 13 歳～18 歳の青少年がチーム（3 名）を組んで申し込むことができる。

参加を希望する生徒は、自由課題と指定課題のうち一つを選んで申し込めばよい。自由課題は、私たちの生活を便利にしてくれるすべての発明アイデアを対象とし、指定課題(※)は、国民が直接提案した生活上の不便に対する解決アイデアを対象とする。

※特許庁のアイデアプラットフォーム「アイデア路」(ipmarket.or.kr)を通じて受け付けられた国民の提案の中で、審査を経てテーマを選定

優秀アイデアに選ばれた 20 チームは、知的財産教育と専門家コンサルティングを受けることができる。この過程を通じて、生徒たちは自分のアイデアを特許で保護され、事業アイテムとしても活用する方法を学ぶことになる。また、アイデアコンテストで優秀アイデアとして選定されれば、特許庁長賞（賞金 100 万ウォン相当）などが授与される。

【青少年発明家プログラムの教育・コンサルティング過程】

区分	アイデア保護		創業		最終目標
詳細	<ul style="list-style-type: none"> アイデアの具体化 特許コンサルティング 明細書の作成 出願手続きの支援 	→	<ul style="list-style-type: none"> 創業モデルの確保 事業環境の分析 事業計画書の作成 コンテスト準備 	→	特許出願および事業計画書の導出による創業モデルの確保 (知的財産基盤事業化の能力を備えた青少年発明家の育成)
結果物	特許明細書		事業計画書		

特許庁の産業財産政策局長は「今年も創意に富んだ想像力とチャレンジ精神を兼ね備えた多くの青少年が斬新な発明品と個性豊かなアイデアでチャレンジし、未来創意人材として成長できる機会を持つこと願っている」と伝えた。

大会に関する詳細は、発明教育ウェブサイト (www.ip-edu.net) で確認できる。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 知的財産（IP）金融 6 兆ウォン突破、昨年 2.5 兆ウォン新規供給

韓国特許庁（2022. 2. 22.）

コロナ下、中小企業の経営難の克服および事業拡張に貢献

【知的財産投資事例】

人工知能基盤半導体を生産する新生ベンチャー企業である F 社は、製品量産資金が必要であったが、不動産などの担保が不足しているため、追加の資金調達が容易ではない状況であった。しかし、2021 年人工神経回路網（ニューラルネットワーク）の特許に対する価値評価を通じて、投資機関から 140 億ウォンの投資金を誘致し、2021 年未来巨大新生企業（ユニコーン企業）に選定され、後続投資誘致（累積 800 億ウォン）にも成功した。

【知的財産担保貸付事例】

電気自動車用の電解液製品を生産する中小企業の E 社は、電気自動車の需要拡大を受け、事業を拡張するための資金が必要であった。そのため、2021 年、リチウムイオン二次電池用の電解液製造の特許 2 件を担保に銀行から 57 億ウォンの貸付を受けて運営資金を確保し、2021 年 11 月、KOSDAQ 市場への上場に成功したほか、生産設備の増設も進めている。

【知的財産保証事例】

迅速検査道具（キット）を生産する中小企業の Z 社は、新型コロナによる営業赤字（2019 年）のため知的財産担保貸付および一般保証が困難な状況であった。しかし、2021 年に保証機関から検査システムの特許 2 件に対する知的財産（IP）保証書を発行してもらい、銀行から 3 億ウォンを借り入れて検査道具（キット）の生産に向けた主資材・副資材などを購入することができた。

韓国特許庁は、知的財産の金融残高が史上初めて6兆ウォン（6兆90億ウォン）を突破し、2021年の新規供給は2兆5,041億ウォンと前年（2兆640億ウォン）比21.3%増加したと発表した。知的財産金融残高6兆90億ウォンのうち、知的財産投資は8,628億ウォン、知的財産担保貸付は1兆9,315億ウォン、知的財産保証は3兆2,147億ウォンとなっている。2021年の新規供給2兆5,041億ウォンのうち、知的財産投資は6,088億ウォン、知的財産担保貸付は1兆508億ウォン、知的財産保証は8,445億ウォンが供給された。

【知的財産投資】

特に、昨年は優秀知的財産保有企業または知的財産に直接投資した新規投資額が前年比2.3倍増加し、6,088億ウォンに急増した。新規の知的財産投資額が増加した理由は、ファンド・オブ・ファンズへの出資による知的財産投資基金の設置を拡大（※）する一方、ベンチャー企業の資本等との協力を強化して優秀特許保有企業への投資を活性化した結果と見られる。

※2021年、ファンド・オブ・ファンズに500億ウォンを出資して7つの子組合（2,565億ウォン規模）を造成

また、未来自動車・半導体・生命工学（バイオ）のようなBIG3分野の特許保有企業への投資額が55.2%（3,358億ウォン）を占め、知的財産投資がイノベーション中小企業にとって資金調達の手段になっているものと評価される。知的財産投資に参加した投資機関も2020年50社から2021年69社に増加するなど、知的財産投資に対する投資機関の認識も高まった。

【知的財産担保貸付】

2021年に知的財産を担保に貸付を行った新規貸付額は、1兆508億ウォンと前年と同様に1兆ウォン台を維持している。知的財産担保貸付取扱銀行が従来の国策・都市銀行（7行）、釜山銀行から大邱・慶南銀行のような主要地方銀行にまで拡大（※）した。

※知的財産担保貸付取扱銀行：（2018）産業・企業銀行→（2019～2020）農協・新韓・ウリィ・ハナ、国民・釜山銀行追加→（2021）大邱・慶南銀行追加（計10行が取り扱っている）

また、知的財産担保貸付企業に対する（1,390社）調査の結果、信用格付けが高くない企業（BB+等級以下）に対する貸付が77.7%に上り、優秀知的財産を保有している低信用企業を中心に資金が調達されていることがわかった。知的財産担保貸付の金利は2～3%前後がほとんどで、平均4～5%台の信用貸付金利より低く、貸付の金額も信用貸付に比べて引

き上げられ（3億ウォン以上引き上げられた場合が52.1%）、企業の負担を軽減し、事業運営資金を追加で確保することにも貢献したことが明らかになった。

【知的財産保証】

2021年に韓国企業が知的財産を基に信用保証基金・技術保証基金・ソウル信用保証財団から発行された新規の知的財産保証額は、前年比19.1%増の8,445億ウォンとなっている。特に、保証機関が運営する知的財産保証の場合、一般保証または知的財産担保貸付を利用しにくい創業初期の企業などが活用しており、保証率優遇（90～100%）および保証料の減免（0.2～0.5%p）などの追加特典も提供した。

特許庁の産業財産政策局長は「コロナ下でも優秀知的財産を保有している中小企業は、知的財産の価値を基に資金を調達して経営難を克服し、事業拡張を進めている」とし、「今年には知的財産価値評価費用支援の拡大および地域企業・創業企業向けの知的財産投資ファンドの造成を通じて、若者創業企業や地域中小企業の役に立つよう努力したい」と述べた。

5-2 燃えにくい建築仕上げ材で火災事故を予防する

韓国特許庁（2022.2.28.）

火災安全機能強化された高性能準不燃断熱材関連特許が活気

- ・大火災の発生時に断熱材のように燃えやすい建築仕上げ材が被害を拡大させる原因として指摘され、韓国政府は建築物仕上げ材の火災安全性能基準を強化している。これを受け、関連業界では火災に強い建築仕上げ材の開発に力を注いでおり、特に、既存の難燃材料より火災安全機能が強化された準不燃材料の出願が急増し、注目される。

火災発生時に利用者の安全を確保するため、物流倉庫などの建築物に使われる仕上げ材の火災安全基準が強化されたことに伴い、関連技術の開発も活気を帯びている。

【韓国国内建築物仕上げ材の火災安全性能基準の強化】

韓国政府は2015年、6階以上の建築物の外部には火災に強い不燃、準不燃仕上げ材の使用を義務付け、2019年からは3階以上の建築物に適用対象を拡大した。今月改正および施行された「建築物の避難・防火構造等の基準に関する規則」には、建築物仕上げ材の「実物模型試験」を義務付けている。

※国土交通部報道資料参照 2021.03.05.

建築物仕上げ材の性能基準が強化され、今後、不燃、準不燃材料などの火災に強い建築仕上げ材への需要も増加すると予想される。建築物仕上げ材は、不燃材料、準不燃材料、難燃材料などに区分される。不燃材料はコンクリート、金属などの素材で、燃えない性質を持つ。準不燃材料は火災に 10 分間、難燃材料は火災に 5 分間耐えられる性能を持つ。

韓国特許庁によると、準不燃材料（有機断熱材）関連特許出願は 2012 年 1 件、2013 年 2 件から、基準が強化された 2015 年には 8 件、2021 年は 15 件と、年平均 11%増加したことがわかった。建築物仕上げ材に対する火災安全基準が強化され、難燃材料から準不燃材料へと市場の関心が集まっている。

準不燃材料の出願は中堅・中小企業が主導していることが調査により明らかになった。特許出願は中堅・中小企業 52 件、個人 28 件、大企業 8 件、研究機関 7 件の順となっている。準不燃材料の国内・海外出願は、国内出願人が 95 件、海外出願人が 3 件と、内国出願人の出願が大半を占めている。これは、海外出願人の出願が 28%を占めている難燃材料とは対照的であり、韓国建築法の火災安全基準強化に合わせて韓国国内出願人が素早く対応しているものと分析される。

準不燃材料の素材別出願件数はポリウレタンフォーム 38 件、発砲スチロール 34 件、フェノールフォーム 18 件の順である。火災安全基準が強化された 2015 年以降、優れた断熱性能と難燃性能を掲げたフェノールフォームやポリウレタンフォーム関連出願が増加し、これらを活用した準不燃材料技術が注目を集めることと見られる。

一方、これまで建築物仕上げ材市場を主導してきた難燃材料関連特許は、同じ期間、特許出願が減少傾向にある。2015 年 33 件から 2021 年には 13 件と、特許出願が年平均 14%減少した。これは、建築物仕上げ材の性能基準が強化されたことに伴って、比較的、火災安全性能の劣る難燃材料の技術開発も減少したものと分析される。

【断熱材の国内外市場の展望】

2022 年、韓国国内における断熱材の市場規模は 1 兆 5,300 億ウォンと予想される。全世界の断熱材の市場規模は、2026 年まで約 5.9%の年平均成長率で成長するものと期待されており、市場規模は 817 億ドル（約 98 兆ウォン）に上る見通しである。

※興国証券リサーチセンター 2016、Global Market Insight 2019

特許庁の基礎材料化学課審査官は「建築物仕上げ材の性能基準が強化され、準不燃級以上の有機断熱材を開発するための激しい技術競争が予想される」とし、「今後、既存の難燃材料より火災安全性能が向上した準不燃材料が市場を主導すると見られる」と述べた。また、

「これから高性能有機断熱材市場を先取りし、不要な紛争を避けるためには、新素材の技術開発だけでなく、特許権の確保による技術保護への努力も重要だ」と強調した。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroip@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム